



発行 新潟県

第71号

平成28年9月13日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 980 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 981 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 982 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 983 保安林の指定施業要件の変更予定(治山課)
- 984 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 985 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 986 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 987 公共測量の終了通知(監理課)
- 988 公共測量の終了通知(監理課)
- 989 廃川敷地等の発生(河川管理課)
- 990 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 991 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 992 建築基準法による道路位置の廃止(建築住宅課)

## 公 告

- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始(環境企画課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 砂利採取業務主任者試験の実施(河川管理課)

## 選挙管理委員会告示

- 77 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)
- 78 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)
- 79 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)
- 80 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)
- 81 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告(選挙管理委員会)
- 82 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)
- 83 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)

## 告 示

## ◎新潟県告示第980号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
新発田薬局	新発田市本町1-14-5	精神通院医療	平成28年9月1日

## ◎新潟県告示第981号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
鈴木 一也	泌尿器科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目 297番地1	H28.9.1	第15条第1項の 医師に指定した
佐藤 昂	呼吸器内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目 297番地1	〃	〃
青山 あずさ	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目 297番地1	〃	〃
沢津橋 孝拓	外科	燕労災病院	燕市佐渡633番地	〃	〃
小林 茂	内科	介護老人保健施設豊 浦愛広苑	新発田市荒町甲 1611-8	〃	〃
平田 明	内科 呼吸器科	新発田駅前ひらた内 科クリニック	新発田市諏訪町1 丁目2番11号 イクネス新発田M I N T O 館2階	〃	〃

## ◎新潟県告示第982号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小山 眞	外科	老人保健施設 愛宕の里	五泉市村松1409-1	H28.7.31
大塚 武司	小児科	大塚こども医院	長岡市台町1-8-2	H28.8.4

## ◎新潟県告示第983号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
新潟県村上市桃川字滝ノ沢 2847 の 1、2847 の 11、2847 の 12
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## ◎新潟県告示第984号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年9月13日

新潟県南魚沼地域振興局長

## 1 就任

理事	南魚沼市姥沢新田144番地	阿部 信安 (理事長)
〃	南魚沼市姥島新田605番地	外谷 久夫
〃	南魚沼市長崎3015番地	高村 忠誠
〃	南魚沼市三郎丸131番地5	高橋 俊夫
〃	南魚沼市大木六1159番地	平賀 秀雄
〃	南魚沼市大木六新田26番地	舘野 丈吉
〃	南魚沼市竹俣167番地2	中嶋 正幸
〃	南魚沼市南田中612番地	山口 弘之
〃	南魚沼市吉里502番地2	林 功
〃	南魚沼市島新田345番地3	桑原 勝
〃	南魚沼市下一日市46番地	林 太一
〃	南魚沼市樺野沢18番地	山田 光男
〃	南魚沼市六日町850番地3	平澤 繁
〃	南魚沼市寺尾673番地	野澤 悦雄
〃	南魚沼市四日880番地1	内山 清
〃	南魚沼市一村尾339番地3	行方 孝夫
〃	南魚沼市西泉田563番地	山口 光市
〃	南魚沼市余川342番地	野上 真
監事	南魚沼市大里62番地1	小野塚 侖
〃	南魚沼市関1049番地	田村傳太郎
〃	南魚沼市寺尾804番地2	中澤 俊一

就任年月日 平成28年9月1日

## 2 退任

理事	南魚沼市早川108番地	原田 勝重 (理事長)
〃	南魚沼市大木六1159番地	平賀 秀雄
〃	南魚沼市中子新田乙101番地	宮田日出男
〃	南魚沼市姥沢新田144番地	阿部 信安
〃	南魚沼市大木六新田26番地	舘野 丈吉
〃	南魚沼市長崎2815番地2	阿部 昇
〃	南魚沼市宮野下15番地1	駒形 範里
〃	南魚沼市上十日町249番地	笹岡 初夫
〃	南魚沼市下樺野沢18番地	山田 光男
〃	南魚沼市下一日市46番地	林 太一

〃	南魚沼市吉里1239番地	阿部 正久
〃	南魚沼市竹俣167番地2	中嶋 正幸
〃	南魚沼市西泉田563番地	山口 光市
〃	南魚沼市六日町193番地1	中條 敏巳
〃	南魚沼市今町519番地	小倉 光春
〃	南魚沼市五日町432番地	八木 盛芳
〃	南魚沼市美佐島933番地	戸田 信義
〃	南魚沼市四十日880番地1	内山 清
監事	南魚沼市大里62番地1	小野塚 侏
〃	南魚沼市関1049番地	田村傳太郎
〃	南魚沼市大杉新田446番地1	笠原 幹夫

退任年月日 平成28年8月31日

## ◎新潟県告示第985号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成28年9月13日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
十日町市 川西土地改良区	川西西部	維持管理事業	変更	平成28年9月5日	第48条

## ◎新潟県告示第986号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 処分をした年月日 平成28年8月29日
- 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社日本リフトサービス  
大神田 裕司
- 主たる営業所の所在地  
南魚沼市石打1655
- 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第18809号
- 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実  
平成28年8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 処分をした年月日 平成28年8月23日
- 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社岩塚電機商会  
小林 政信
- 主たる営業所の所在地  
長岡市沢下条丙1014
- 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第28180号
- 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実  
平成28年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年8月12日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社イーイーケイ  
江端 俊一
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区金巻2002-4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第15139号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年8月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年8月19日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社鈴木電気  
鈴木 直人
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市塩沢1593
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第39089号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年8月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年6月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
合資会社丸駒  
丸山 栄一
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字平688
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39186号
  - 5 処分の内容 建築工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年6月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社デザイン&デベロップ  
福島 信之
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市昭和町2-18-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42596号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
-

## 6 処分の原因となった事実

平成28年6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年4月18日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社あきすけ

関原 正之助

## 3 主たる営業所の所在地

糸魚川市大字西谷内70

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44678号

## 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成28年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年7月14日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

東蒲原郡森林組合

石田 守家

## 3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町両郷乙515

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44354号

## 5 処分の内容 土木工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成28年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年8月16日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟エア・ウォーター株式会社

岩本 満

## 3 主たる営業所の所在地

阿賀野市六野瀬字井戸瀬436-5

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43877号

## 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

平成28年8月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 平成28年7月21日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

田中工業株式会社

田中 慎一

## 3 主たる営業所の所在地

刈羽郡刈羽村大字正明寺字朝日1171-8

---

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43861号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年7月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
カナイ医療器株式会社  
金井 克博
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市北城町4-12-17
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41984号
  - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年7月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年8月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
エルロード有限会社  
川上 守正
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市金沢6-981-3
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40979号
  - 5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年8月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
佐々木金物株式会社  
佐々木 健治
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市大栄町3-1-12
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40126号
  - 5 処分の内容 ガラス工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年8月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社栄松工務店  
羽鳥 雅彦
-

- 3 主たる営業所の所在地  
十日町市仁田2471
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第28576号
  - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年7月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社井嶋組  
井嶋 一英
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市二日町270
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-26)第18690号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年7月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年8月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社桑原工務店  
桑原 義宗
  - 3 主たる営業所の所在地  
中魚沼郡津南町大字下船渡戊1582
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第28541号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年6月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社佐藤工業所  
佐藤 武夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市三淵沢702
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17667号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 平成28年7月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-



小菅建設興業株式会社

小菅 宏一

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市福井905

4 許可番号 新潟県知事許可（般特一27）第13141号

5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年8月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小林工業株式会社

小林 信夫

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字横山475

4 許可番号 新潟県知事許可（般一23）第9013号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年8月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年8月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社中野建設

中野 直樹

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市駒林1147

4 許可番号 新潟県知事許可（般一27）第941号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年8月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

1 処分をした年月日 平成28年8月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

やまさん建設

齋藤 英雄

3 主たる営業所の所在地

新発田市則清34

4 許可番号 新潟県知事許可（般一23）第12170号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年7月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 平成28年7月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社矢島鉄工所  
矢島 章生
- 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市田塚3-3-26
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第9220号
- 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
平成28年7月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 平成28年8月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
イシイ鉄工  
石井 榮造
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市御幸町1-9-12
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42648号
  - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
平成28年7月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

---

**◎新潟県告示第987号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成28年7月23日から平成28年8月31日まで
- 3 作業地域 長岡市山古志南平地内池谷地区

---

**◎新潟県告示第988号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成28年4月18日から平成28年8月31日まで
- 3 作業地域 上越市土橋第二地区

---

**◎新潟県告示第989号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 河川の名称

一級河川信濃川水系羽根川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成28年9月13日

3 廃川敷地等の位置

- ① 十日町市丁1番5
- ② 十日町市丙454番1
- ③ 十日町市乙961番10

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 714.57平方メートル

◎新潟県告示第990号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安角（H25）地区	岩船郡関川村大字安角	次の図のとおり	地すべり
小和田（H25）地区	岩船郡関川村大字小和田	次の図のとおり	地すべり
朴坂①（H25）地区	岩船郡関川村大字朴坂	次の図のとおり	地すべり
上川口・檜木新田（H25）地区	岩船郡関川村大字上川口、檜木新田、上関	次の図のとおり	地すべり
千刈地区	岩船郡関川村大字中束	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿木(4)地区	三島郡出雲崎町大字柿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿木(5)地区	三島郡出雲崎町大字柿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿木(2)地区	三島郡出雲崎町大字柿木	次の図のとおり	土石流
豊橋地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋(1)地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋(2)地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋(1)地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧

に供する。)

## 3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の宮2丁目地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(1)地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(2)地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(3)地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	土石流
梶屋敷地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梶屋敷(2)地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立壁地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立壁地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	地すべり
高倉(1)地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(2)地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(3)地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	地すべり
水崎地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
林の内地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(1)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(2)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(3)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(4)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	土石流
成沢(1)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(2)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

タンゴ川地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	土石流
成沢(1)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	土石流
成沢(2)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	土石流
成沢地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	地すべり
西川原地区	糸魚川市大字西川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(1)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(2)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(3)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(4)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(2)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(1)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
琴沢川地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
虫川(1)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
虫川(2)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
虫川(3)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
大谷内地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
菅沼地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	地すべり
間脇地区	糸魚川市大字間脇	次の図のとおり	地すべり
中浜地区	糸魚川市大字中浜	次の図のとおり	地すべり
中宿地区	糸魚川市大字中宿	次の図のとおり	地すべり
松川地区	糸魚川市大字中谷内	次の図のとおり	土石流
高島(1)地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高島(2)地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田海地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田海地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
足谷地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
曾和谷地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
小本土谷地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
東海(1)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(2)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(3)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(4)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(5)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(6)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(7)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御溝川地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	土石流
不動川地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	土石流
北向地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	地すべり
平地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井ノ口地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(2)地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(3)地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	土石流
平川地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	土石流
平地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	地すべり
稗崩地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	地すべり
平牛地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平牛(2)地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西光寺川地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	土石流
平牛地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	土石流
平牛地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第991号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿木(4)地区	三島郡出雲崎町大字柿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿木(5)地区	三島郡出雲崎町大字柿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋(1)地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋(2)地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊橋(1)地区	三島郡出雲崎町大字豊橋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の宮2丁目地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(1)地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(2)地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(3)地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮地区	糸魚川市一の宮	次の図のとおり	土石流
梶屋敷地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

梶屋敷(2)地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立壁地区	糸魚川市大字梶屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(1)地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(2)地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高倉(3)地区	糸魚川市大字高倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水崎地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
林の内地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(1)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(2)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(3)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈(4)地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上刈地区	糸魚川市大字上刈	次の図のとおり	土石流
成沢(1)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(2)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
成沢(1)地区	糸魚川市大字成沢	次の図のとおり	土石流
西川原地区	糸魚川市大字西川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(1)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(2)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(3)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷内(4)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(2)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(1)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
琴沢川地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
虫川(1)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流



虫川(2)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
虫川(3)地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
大谷内地区	糸魚川市大字大谷内	次の図のとおり	土石流
松川地区	糸魚川市大字中谷内	次の図のとおり	土石流
高畠(1)地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高畠(2)地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田海地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田海地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
足谷地区	糸魚川市大字田海	次の図のとおり	土石流
東海(1)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(2)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(3)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(4)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(5)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東海(7)地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御溝川地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	土石流
不動川地区	糸魚川市大字東海	次の図のとおり	土石流
平地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井ノ口地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(2)地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平(3)地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平川地区	糸魚川市大字平	次の図のとおり	土石流
平牛地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平牛(2)地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西光寺川地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	土石流
平牛地区	糸魚川市大字平牛	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第992号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成28年9月13日

新潟県三条地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日  
平成28年8月29日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和48年1月20日指定の一部) 燕市水道町四丁目53番4の内、53番2の内	4.00	4.32

公 告

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する業務
  - (1) 業務名  
新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務(下越・佐渡キジ)
  - (2) 業務内容  
本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。
  - (3) 入札実施区域  
入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成28年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。
  - (4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等  
下記「平成28年度放鳥計画」及び入札説明書による。
  - (5) 履行期限  
平成28年12月2日(金)
- 2 入札に参加する者に必要な要件
  - (1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。
    - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係

を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(7) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準等

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

### 3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511 (代表) 内線 (2697)

025-280-5152 (直通)

入札説明書の交付は、公告の日から平成28年9月23日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

### 4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成28年9月23日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

### 5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成28年9月28日(水)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

#### (1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成28年10月上旬(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

#### (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 6 契約に関する事項

#### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

#### (2) 契約書作成の要否 要

### 7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締

- 結しない場合があります。)  
 (2) 詳細は入札説明書による。

## 平成28年度放鳥計画

## ○キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
下越・佐渡	新発田	阿賀野市	45
	佐渡	佐渡市	63
合計			108

## 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 入札に付する業務

## (1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（中越キジ）

## (2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

## (3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成28年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

## (4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成28年度放鳥計画」及び入札説明書による。

## (5) 履行期限

平成28年12月2日（金）

## 2 入札に参加する者に必要な要件

## (1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

## (2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

## 3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511（代表） 内線（2697）

025-280-5152（直通）

入札説明書の交付は、公告の日から平成28年9月23日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

#### 4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成28年9月23日（金）午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

#### 5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成28年9月28日（水）以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

##### (1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成28年10月上旬（日時は入札通知書により通知する。）

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室（予定）

##### (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

##### (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

##### (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 6 契約に関する事項

##### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

##### (2) 契約書作成の要否 要

#### 7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。（提出がないときは、契約を締結しない場合があります。）

(2) 詳細は入札説明書による。

### 平成28年度放鳥計画

#### ○キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
中越	三条	三条市、加茂市、田上町、 燕市、弥彦村	185
	長岡	長岡市、出雲崎町、見附市 小千谷市	300
	柏崎	柏崎市、刈羽村	127
	魚沼	魚沼市	138

	南魚沼	南魚沼市、湯沢町	120
	十日町	十日町市、津南町	153
合計			1,023

### 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 入札に付する業務

##### (1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（上越キジ）

##### (2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

##### (3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成28年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

##### (4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成28年度放鳥計画」及び入札説明書による。

##### (5) 履行期限

平成28年12月2日（金）

#### 2 入札に参加する者に必要な要件

##### (1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

##### (2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

#### 3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511（代表） 内線（2697）

025-280-5152（直通）

入札説明書の交付は、公告の日から平成28年9月23日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

#### 4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成28年9月23日（金）午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記3の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

## 5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成28年9月28日(水)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

## (1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成28年10月上旬(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

## (2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 6 契約に関する事項

## (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (2) 契約書作成の要否 要

## 7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

## 平成28年度放鳥計画

## ○キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
上越	上越	上越市、妙高市	310
	糸魚川	糸魚川市	59
合計			369

## 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について(公告)

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 入札に付する業務

## (1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務(下越ヤマドリ)

## (2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示によ

り放鳥する業務である。

(3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成28年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成28年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

平成28年12月2日(金)

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2697)

025-280-5152(直通)

入札説明書の交付は、公告の日から平成28年9月23日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成28年9月23日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成28年9月28日(水)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成28年10月上旬(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。



## (4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 6 契約に関する事項

## (1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

## (2) 契約書作成の要否 要

## 7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

## 平成28年度放鳥計画

## ○ヤマドリ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
下越	村上	村上市、関川村、粟島浦村	79
	新発田	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	94
	新潟	五泉市、阿賀町	142
	県庁環境企画課	新潟市	85
合計			400

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年 9 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 (仮称) にいつフードセンター赤海店

所在地 五泉市赤海字新開640番1 外

設置者 株式会社カワマツ

## 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年 4 月22日

## 3 意見の概要

## (1) 五泉市からの意見の概要

- ・ 工事車両が周辺の道路を通行する際、土埃が農作物に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ・ 工事等から発生する汚水が水質を悪化させないように適正に処理すること。
- ・ 工事車両の運行経路において、通学する児童・生徒の安全を十分に確保し、停止及び最徐行並びに通行自粛等の安全対策を講じること。
- ・ 建設時には敷地に柵等を設け、立ち入り禁止対策を十分講じること。

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成28年9月13日から平成28年10月13日まで

## 砂利採取業務主任者試験の実施について(公告)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 試験の日時及び場所

平成28年11月11日(金曜日) 午前10時から正午まで

新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館 201会議室

## 2 受験手続

## (1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課

県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

## (2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

## (3) 受験願書受付期間

平成28年9月23日午前8時30分から平成28年10月21日午後5時15分まで

(郵送の場合は平成28年10月21日付け消印のあるものを有効とする。)

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成25年11月22日付け新潟県選挙管理委員会告示第67号の一部を次のとおり改める。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年9月2日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第三選挙区支部

(報告年月日平成25年5月31日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	23,319,800 円	22,290,000 円
本年收入額	23,319,800 円	22,290,000 円
3 本年收入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	1,029,800 円	
	1,175 人	
合 計	23,319,800 円	22,290,000 円

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第40号の一部を次のとおり改める。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年9月2日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第三選挙区支部

(報告年月日平成26年5月30日) 中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	26,174,720 円	24,193,120 円
前年繰越額	1,315,539 円	285,739 円
本年收入額	24,859,181 円	23,907,381 円
2 支出総額	24,056,871 円	23,876,871 円
3 本年收入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	951,800 円	
	1,082 人	
合 計	24,859,181 円	23,907,381 円
5 支出の内訳		
経常経費	11,350,520 円	11,170,520 円
人件費	4,750,837 円	4,570,837 円
合 計	24,056,871 円	23,876,871 円

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年9月2日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第三選挙区支部

（報告年月日平成27年6月1日）中

項目	訂正後	訂正前
1 収入総額	41,036,201 円	39,234,601 円
前年繰越額	2,117,849 円	316,249 円

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
39,127
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
344,541
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

新潟市北区	21,286
新潟市東区	38,894
新潟市中央区	50,005
新潟市江南区	19,315
新潟市秋葉区	21,848
新潟市南区	13,017

新潟市西区	44,186
新潟市西蒲区	16,902
長岡市三島郡	78,571
上越市	55,209
三条市	28,395
柏崎市刈羽郡	26,020
新発田市北蒲原郡	32,128
小千谷市	10,441
加茂市南蒲原郡	11,760
十日町市中魚沼郡	18,811
見附市	11,720
村上市岩船郡	20,020
燕市西蒲原郡	25,302
糸魚川市	12,828
妙高市	9,626
五泉市東蒲原郡	18,577
阿賀野市	12,494
佐渡市	16,729
魚沼市	10,780
南魚沼市南魚沼郡	18,590
胎内市	8,662

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
能生体育館	糸魚川市大字能生 1200番地 (旧糸魚川市大字能生 1170番地の2)	体育館	1285.20 (旧1176.00)	平成28年4月15日
糸魚川地区公民館	糸魚川市横町一丁目 14番1号	1階 中研修室	67.43	
		2階 多目的室	127.08	
		2階 大研修室	91.51	
		2階 小研修室	44.80	
		2階 和室	67.70	
		3階 大ホール (旧1階 中会議室、 2階 大会議室)	263.42 (旧72.00、 272.00)	
市振支館	糸魚川市大字市振 904番地 (旧糸魚川市大字市 振909番地1)	集会室 (旧2階 集会室)	56.10 (旧126.00)	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる

施設について、関川村選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
関川村青年会館	岩船郡関川村大字下 関 858 番地	集会室	46.75	平成 28 年 8 月 25 日

◎新潟県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年9月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
長岡市立劇場	長岡市幸町2丁目1 番2号	大ホール	1,390.00	平成 28 年 9 月 2 日